

5 福薬業発第 3 0 4 号
令和 5 年 9 月 2 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了
及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について（依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省医政局総務課より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考資料）

女性労働者の母性健康管理等について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

日 薬 総 発 第 9 号
令和5年9月22日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了
及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして厚生労働省医政局総務課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

医療関係団体の皆様

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了
及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について（依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より経済団体宛てに、
標記について周知等への協力を依頼いたしました。

貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 14 日

(団体名) 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び関連する助成金の期限延長並びに特別相談窓口の終了に関する周知への御協力について（依頼）」（令和 5 年 3 月 31 日付事務連絡）において、経過措置として、令和 5 年 9 月 30 日まで延長する旨、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われたところです。

このような状況を踏まえ、コロナ母健措置助成金等については経過措置で定めた令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することとしております。

他方で、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に基づき、コロナ母健措置助成金等終了後も引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主には保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を行っていただく必要があります。

つきましては、別添のリーフレットを御活用いただき、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置について、貴会会員に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考資料)

女性労働者の母性健康管理等について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金（両立支援等助成金）」等は 9月30日で終了します

母性健康管理措置は継続します

厚生労働省は、妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染するのを防ぐため、「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」等を延長して実施してきましたが、2023(令和5)年9月30日をもって終了します。

■両立支援等助成金

(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成金です。

- ・助成金の利用には、9月30日までに満たすべき要件があります。詳細はこちらをご確認ください。
- ・申請期間：11月30日まで



詳細

母性健康管理措置は継続しています

助成金が終了した後も、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、母性健康管理措置に基づき事業主は休業等の必要な措置を講じなければなりません。

＜母健連絡カードを記入される医師の皆さまへ＞

10月1日以降は母健連絡カードの特記事項に「新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的ストレス」と記載する必要はなく、「措置が必要となる症状等」の欄のうち「妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど」の症状を選び、必要な指導事項の措置を記入してください。



母性健康管理措置

■保健指導または健康診査を受けるための時間の確保

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受診するために、必要な時間を確保できるようにする必要があります。

■指導事項を守ることができるようにするための措置

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受けた結果、医師等から指導を受けた場合、その指導に基づく必要な措置※を行う必要があります。

※母性健康措置の例

- ・妊娠中の通勤緩和
- ・妊娠中の休憩に関する措置
- ・妊娠中または出産後の症状等に対応する措置

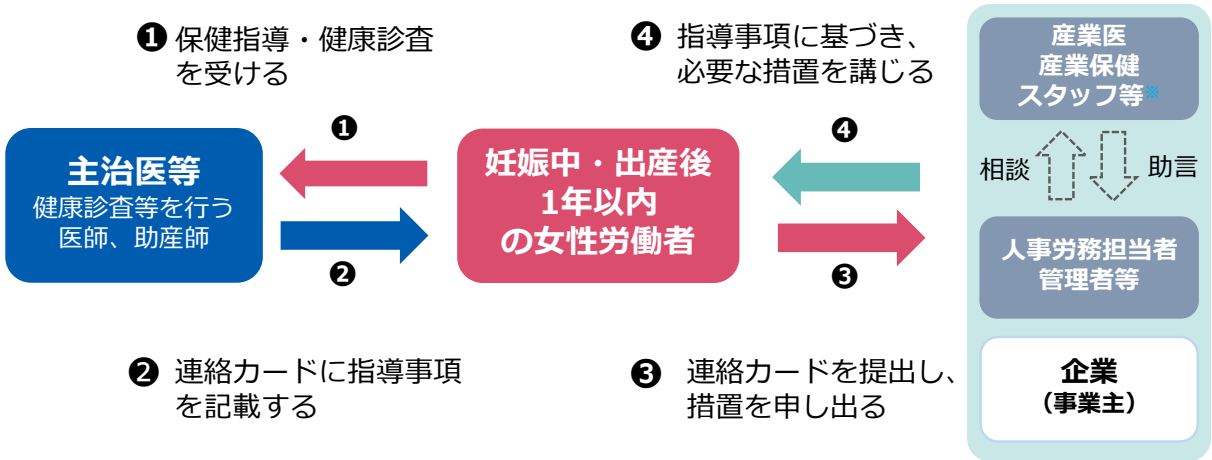
このほか、妊娠中および出産後の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

妊産婦の皆さま

医師などから指導があった場合は、母健連絡カード※に記載してもらい、事業主に提出してください。

※母健連絡カードは厚生労働省ウェブサイトや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。また、母子健康手帳にも様式が記載されている場合がありますのでご活用ください。

母健連絡カードの活用方法



※措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

[参考]

■働く女性の心とからだの応援サイト
- 妊娠出産・母性健康管理サポート -
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



■女性労働者の母性健康管理等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html



- 男女雇用機会均等法で、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする**解雇等不利益取扱いは禁止**されています。
- 職場でのいわゆる**マタニティハラスメント**には、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、**事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付け**られています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、以下の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-306-1860	静岡	054-252-5310	島根	0852-20-7007	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-857-0313	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7357	三重	059-261-2978	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3527	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-2777	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-4630	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4403
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-0221	兵庫	078-367-0700	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-223-0551	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4763		